特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄	

令和 年　月　日 提出 茨城県 （宛先）　常陸太田市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　— ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。	特別徴収義務者指定番号			※市町村ごとに異なります
		名称（氏名）		担当者連絡先	係		
		代表者の職氏名			氏名		
		法人番号			電話	—　—	

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 法人の場合、代表者のみの変更は提出不要です。個人事業主の場合は、代表者のみの変更の場合も提出願います。

変更年月日	令和　年　月　日

事項	変更前（旧）　※ 変更項目のみ記入してください。	変更後（新）　※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地（送付先）	〒　—	〒　—
フリガナ		
名称		
電話番号	—　—　（内線　）	—　—　（内線　）
変更理由（該当番号に○）	1. 事務所等移転　2. 送付先変更　3. 社名（名称）変更　4. 法人成り　5. 個人事業化　6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】　8. 分割による変更【下欄を記入してください。】　9. その他（　）	

統合・合併・分割後の指定番号			統合・合併・分割される事業所		
1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。				所在地	〒　—
2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	指定番号	※市町村ごとに異なります		フリガナ	
				名称	
				電話番号	—　—　（内線　）
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	指定番号	※市町村ごとに異なります		法人番号	
				特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります

【提出先】〒313-8611　茨城県常陸太田市金井町3690番地　常陸太田市役所　総務部　税務課　市民税係

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄	

記載例

令和 ××年 6月 7日 提出 茨城県 （宛先） 常陸太田市長	（特別徴収義務者）給与支払者	所在地（住所）	〒 456 ― 7890 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。 ◇◇県 ○○市 ××3-6-9	特別徴収義務者指定番号	12345	※市町村ごとに異なります
		名称（氏名）	株式会社 特徴商事	担当者連絡先	係	人事課人事労務係
		代表者の職氏名	代表取締役 特徴 始		氏名	特徴 花子
		法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5		電話	654 ― 321 ― 0987 （内線234）

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 法人の場合、代表者のみの変更は提出不要です。個人事業主の場合は、代表者のみの変更の場合も提出願います。

変更年月日	令和 年 月 日

事項	変更前（旧） ※変更項目のみ記入してください。	変更後（新） ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ	シカクシカクケン マルマルシ バツバツ3-6-9	マルマルケン バツバツシ サンカクサンカク2-4-6
所在地（送付先）	〒 456 ― 7890 ◇◇県 ○○市 ××3-6-9	〒 123 ― 4568 ○○県 ××市 △△2-4-6
フリガナ	トクチョウショウジ	トクチョウショウジ
名称	株式会社 特徴商事	株式会社 特徴商事
電話番号	654 ― 321 ― 0987 （内線 234 ）	987 ― 654 ― 3210 （内線 1234 ）

変更理由（該当番号に○）

1. 事務所等移転　2. 送付先変更　3. 社名（名称）変更　4. 法人成り　5. 個人事業化　6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】
7. 合併による変更【下欄を記入してください。】　8. 分割による変更【下欄を記入してください。】　9. その他（　　）

統合・合併・分割後の指定番号

1. 指定番号を新規に取得する。
※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。
※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

指定番号		※市町村ごとに異なります

3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。

指定番号		※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される事業所

所在地	〒 ―
フリガナ	
名称	
電話番号	― ― （内線 ）
法人番号	
特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります

【提出先】〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地 常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係